

新城市長選挙・ 新城市議会議員一般選挙

ID 496651193

▽新城市選挙管理委員会事務局（行政課）（TEL 23・7617）

9月号で立候補予定者説明会および、投票について概要をお知らせしました。今月号は投票の詳しい情報をお伝えします。

有権者の皆さん一人ひとりが責任を持ち、自分の意思で投票しましょう。

投票日 10月31日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票所 市内28投票所

※「長篠」および「巴」投票区は、前回の選挙（令和元年7月21日執行第25回参議院議員通常選挙）から投票所を変更していただきますのでご注意ください。

長篠・鳳来保健センター↓新城市開発センター

巴・旧作手小学校南校舎↓作手総合支所

開票日 10月31日(日)

開票時間 午後9時30分

開票所 新城市青年の家体育室

その他の投票

■代理投票

けがや障がいなどで字が書けない方は、投票所の係員が代筆しますので申し出てください。誰に投票したかなど、投票の秘密は固く守ります。

■点字投票

視覚障がいのある方で、点字のできる方は、点字投票をすることができます。各投票所には、点字器と点字投票用紙が用意してあります。希望する方は、投票所の係員に申し出てください。

選挙公報の配布

候補者の氏名、写真、政見などを掲載した選挙公報を新聞折込みで配布します（市ホームページにも掲載します）。

配布日 10月28日(木)予定

対象新聞 中日新聞、毎日新聞、読売新聞、朝日新聞、

日本経済新聞

その他 対象新聞を購読していない家庭へは、直接郵送し

ます。あらかじめ電話、ファックスまたはメールで市選挙管理委員会へお知らせください。

投票所入場券

10月22日(金)から、郵送します。

投票所入場券には、有権者の皆さんが投票することができる投票所が記載されています。

投票所入場券を忘れたり、紛失した場合でも、投票資格があれば投票することができます。投票所で係員に申し出てください。

不在者投票

■病院などの投票

都道府県選挙管理委員会が不在者投票施設に指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、その施設内で投票することができます。

希望する方は、施設の管理者に申し出てください。

市内の指定病院・指定施設

- ◆ 新城市民病院
- ◆ 茶臼山厚生病院
- ◆ 星野病院
- ◆ 養護老人ホーム寿楽荘
- ◆ 特別養護老人ホーム麗楽荘
- ◆ 特別養護老人ホームくまみ荘
- ◆ ケアハウスピラほうらい
- ◆ 介護老人保健施設サマリヤの丘
- ◆ ケアハウス和光ハイム

市施設でも配布します

次の施設に選挙公報を備え付けますので、こちらもご利用ください。

- ◆ 市役所本庁舎総合案内
- ◆ 各総合支所地域課
- ◆ 新城図書館
- ◆ 設楽原歴史資料館
- ◆ 長篠城址史跡保存館
- ◆ 鳳来寺山自然科学博物館
- ◆ 新城まちなみ情報センター

投票を無駄にしないために

せっかく投票をしても、次の投票は無効になります。決まりを守って投票しましょう。

- ◆ 市外の指定病院
- ◆ 豊橋市民病院
- ◆ 豊川市民病院

郵便等による投票（要申請）

重度の障がいがある方や介護が必要な方で、投票所に行くことができない方は、郵便等により自宅等で投票することができます。

詳しくは、広報ほのか9月号をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症で宿泊施設内の収容または自宅での外出自粛要請期間が、新城市長選挙・新城市議会議員一般選挙の告示日の翌日（10月25日(月)）から選挙期日（10月31日(日)）までの期間にかかる見込まれる方は、特例により郵便等投票ができます。詳しくは、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

滞在先における投票

新城市の選挙人名簿に登録されている方が、長期出張や旅行などで市外に滞在している場合に、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ投票することができます。

市選挙管理委員会へ投票用紙などの交付を請求してください。

- ◆ 決められた投票用紙を使用しない
- ◆ 候補者でない者の氏名を記載
- ◆ 2人以上の候補者の氏名を記載
- ◆ 候補者の氏名のほか、他事を記載
- ◆ 誰を書いたのか確認し難い
- ◆ 単に雑事を記載した
- ◆ 白紙 など



新城市明るい選挙
推進イメージキャラクター
「しんしろ戦国めいすいくん」

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用事がある方は、投票日の前に投票することができます。

場所 市役所東庁舎
鳳来総合支所
作手総合支所

期間 10月25日(月)～30日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

その他

- ◆ 「投票所入場券」が届いている方は、裏面の「宣誓書」に必要事項を記入し、ご持参ください。
- ◆ 17歳であっても投票日に18歳を迎える方は、期日前投票所で投票ができます。



新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

各投票所で定期的な換気および消毒などの対策を行います。

投票にみえる方へのお願い



◆ マスクの着用



◆ 手指の消毒



◆ 来場前の検温

◆ 期日前投票の積極的な利用

※投票用紙などへ記入するための鉛筆（黒色）は、持参したのも使用していただけます。